

目次

序

初出一覧

凡例

第一章 わが国における大学の自治制度の経緯……………

I

はじめに…………… I

第一節 明治期の大学創設から敗戦後の制度改革前まで…………… 2

第二節 現行憲法および学校教育法制定から市場原理主義的改革前まで…………… 17

第三節 市場原理主義の導入―国立大学法人法と学校教育法「改正」―…………… 35

おわりに…………… 57

第二章 大学の自治の理論的基礎…………… 60

——学問の自由と大学の自治の関係

はじめに…………… 60

第一節 学問の自由の特質…………… 61

第二節 大学の自治の必要性 76

おわりに 82

第三章 フランスとアメリカにおける大学の自治…………… 83

はじめに 83

第一節 フランスにおける大学の自治 83

第二節 アメリカにおける大学の自治 111

おわりに 133

第四章 わが国における大学の自治に関する判例と事例…………… 134

はじめに 134

第一節 公権力と大学の関係 134

第二節 大学と教授会の関係 147

第三節 大学と教員の関係—教授の自由— 177

おわりに 182

第五章 大学の自治に関する憲法第二三条と諸法令の解釈…………… 184

はじめに 184

第一節 学問の自由（憲法第二三条）の意義と解釈 186

はじめに 287
第一節 特権論 291

第七章 助成による大学の統制の問題性……………287
——違憲な条件の法理による分析は可能か

おわりに 285
第六節 大学改革の目的とその問題点 280
第五節 評価と予算の配分による大学の統制とその問題点 276
第四節 合議制機関による執行機関の統制の弱体化とその問題点 273
第三節 教授会権限の縮小とその問題点 267
第二節 学長全権論とその問題点 264
第一節 政府による大学の自治の理解について 263

第六章 政策的観点による大学の自治の後退の検討……………262
——学校教育法「改正」を中心に

第二節 学校教育法制定から二〇一四年改正前までの私立大学に関する諸法令の法解釈 247
第三節 学校教育法「改正」の違憲性 254
おわりに 259

第二節	違憲な条件の法理	295
第三節	違憲な条件の法理の転換	299
第四節	判断方法の細分化	306
第五節	分析枠組み	315
第六節	大学への助成問題に対する適用	327
おわりに		331

初出一覧

本書は、以下の諸論文を基礎とし、それらに相当な加筆修正を施したものである。

第一章……「わが国における大学の自治制度の経緯について」(毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望——初宿正典先生古稀祝賀』成文堂、二〇一八年) 六五三―六九七頁。

第二章……「大学の自治の理論的考察(1)」西南学院大学法学論集五二巻一号(二〇一九年) 四七―六八頁。

第三章……「大学の自治の理論的考察(1)」西南学院大学法学論集五二巻一号(二〇一九年) 六八―九八頁。

第四章……「大学の自治の理論的考察(2・完)」西南学院大学法学論集五二巻二号(二〇一九年) 一―三三頁。

第五章……「大学の自治の理論的考察(2・完)」西南学院大学法学論集五二巻二号(二〇一九年) 三三―三八頁。

第六章……「大学の自治制度の後退——学校教育法『改正』の政策的観点からの検討」(西南学院大学法学部創設50周年記念論文集編集委員会編『変革期における法学・政治学のフロンティア』日本評論社、二〇一七年) 三二―三三頁。

第七章……「大学への違憲な助成について」(曾我部真裕ほか編『憲法秩序の新構想——大石眞先生古稀記念論文集』三省堂、二〇二二年) 三六九―四二二頁。